

はありません。助成)を継続するので、手続きの変更助成)を継続するので、手続きの変更みどり野幼稚園は、現行の制度(私学のは新制度に移行する園だけであり、なお、幼稚園で手続きが変更となる 子育てが社会保障分野 ます 保育所などの利用手続きをお知らせ きます。 も・子育て支援を総合的に推進してい 町が幼児期の教育や保育、 全ての子どもと子育て家庭を対象に、 子育て支援新制度がスター 新制度によって変更となる幼稚園 これを受け、 会保障と税の 幼稚園で手続きが変更となる 今年の 体改革で、 4月から子ども・ 0 手続きの変更 地域の子ど つに位置付 トします。 子ども・ (私学

用するためには、 幼稚園や保育所などを利 教育·保育

認定とは?

ることが必要になります。

を受けるための認定を受け

請により1号認定を受ける 満3歳以上の子どもは、申 利用手続きの主な変更点

【保育短時間認定】 保護者の就労時間

月48時間以上(1日4

時

利用時間 1日8時間以内 間×週3日×4週)

を利用することになりま 希望する場合は、延長保育 利用時間を超える保育を 2号・3号認定は、

必要な時間に応じて保育標 準時間認定と保育短時間認 保育が

定に分けられます。

保育標準時間認定

保護者の就労時間

月120時間以上

利用時間

1日11時間以内

ます。 証が交付されます。 保育の必要量に応じた ※下表をご覧ください 認定を受けると、認定

ど、町が基準をもとに保育が の認定を受けることができ もの年齢に応じて2号・3号 必要と判断した場合は、子ど ことができます。 また、両親が働いているな

S新制度

認定区分	1 号認定	2 号認定	3 号認定
対象者	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望するとき	気など「保育の必要な事由」に該	満3歳未満で、保護者の就労や病 気など「保育の必要な事由」に該 当し、保育を希望するとき
利用時間	教育標準時間 (標準 4 時間)	保育標準時間(最長11時間) または 保育短時間(最長8時間)	
主な利用 施設	・幼稚園など	・保育所など	・保育所 ・地域型保育 <sup>※</sup> など

※地域型保育とは、小規模に実施される保育であり、家庭的保育や小規模保育、事業所内保育のことを指します。

### 「保育の必要な事由」 に該当する例

- ①就労(保育標準時間認定は、保護者の就労時 間が月に120時間以上、保育短時間認定は、 同じく月に48時間以上。ただし、両親の就労時 間のうち短かい時間で認定)
- ②妊娠、 出産
- 障がい ③保護者の疾病、
- ④同居や長期入院中などの親族の介護・看護

- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動 (起業準備を含む)
- (職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあるとき
- 9育児休業取得中、 既に保育を利用している子 どもがいて継続利用が必要なとき
- ⑩①~⑨に類する状態として町が認める場合

# 認定の基準日は9月30日

9 の認定や利用調整を行いま 者の就労実績などを確認 月30日を基準日として保 4月からの利用は 教育・保育を受けるため  $\dot{O}$ 

書を提出してください。

る場合は、

現 在、

保育所を利用してい

て、

4

月以降も引き続き利用す

に認定申請

あいくる(保健福祉課福祉障がいG)

### 町内の対象施設

はこれまでと変わりません。 幼稚園 認定は不要です。 **▶**みどり野幼稚園 (私学助成 手続き

·認可保育所 2号か3号の認定が必要

### いちい保育園

励費)について幼稚園の補助金

(就園奨



み ごどり 野 幼 稚 遠

(1 5 (1 保 育 遠





する保育所など 2号・3号認定を受けて利用

### 子育て支援新制度 Q&A

Q. 利用手続きは、どうなりますか?

象となります。

なお、新制度

に移行する幼稚園に通う場

奨励費の給付対象外となり た利用料を支払うため、 合は、所得に応じて設定され

②あいくるから認定証と利

でお知らせします。

用できる施設の調整結果

が通知されます

就園

ことから、同園に通う場合

引き続き就園奨励費の対

制度 (私学助成) を継

みどり野幼稚園は、

、現行の 組続する

ません。(幼稚園に直接書類 手続きはこれまでと変わり

①認定申請書と入所申込書

を提出してください

い G

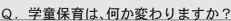
に提出してくださ

くる (保健福祉課福祉障が 関係する書類などをあい

提出期間…2月1日~

※詳しくは広報2月号符

A. 新制度では、子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じて、 町の認定を受 けることになりますが、手続きの時期や流れは、これまでと大きく変わりませ ん。幼稚園の手続きは今までどおり直接幼稚園で、保育所の手続きは、あい **くる(保健福祉課)で行ってください。**なお、新制度に移行しない幼稚園 (みどり野幼稚園)を利用する子どもは、町の認定を受ける必要はありません。 ※新制度に移行する他市町村の幼稚園をご利用の場合は、園を通してそれぞ れの市町村の認定が必要になります。



- A. 小学生を対象とする学童保育は現在、小学3年生までを対象にしていますが、平成27年度からは、 **小学6年生まで対象学年を拡大する予定です。**利用手続きについては、決まり次第、お知らせしま す。
- Q. 幼稚園、保育所、認定こども園の利用料金は、どうなりますか?
- A. 原則として、保護者の所得に応じた段階的な料金体系になります。 国から示される料金の基準を踏 まえ、町で現在、検討中です。新たな利用料金は、決まり次第、お知らせします。なお、**新制度に** 移行しない幼稚園(みどり野幼稚園)は、今までどおり、園が利用料金を設定します。

## た4 めに必要な手続き用から、新たに幼稚 園や保育所を利用する

